

## 最高裁判決に思う

弁護士 松 本 藤 一

沖縄集団自決冤罪訴訟が確定しました。最高裁は平成23年4月21日上告を棄却し、原告の請求は認められませんでした。高裁判決後直ぐ上告ましたか2年6ヶ月もたってから、たった主文2行と民訴法の上告理由に該当しないという理由で恰も地震の混乱を狙ったかのように切って捨てた最高裁には呆れてしまいます。

しかし、一審からの訴訟で「隊長の自決命令は証明されていない」という事実が確定しましたし、教科書から「軍命による自決」の記載が削除されました。今後もこの事実は変わることはないでしょう。これは大きな成果でした。

昭和45年に『沖縄ノート』とその資料『鉄の暴風』は、昭和48年に曾野綾子著の『ある神話の背景』でその虚偽と矛盾を徹底的に批判され、書物としての信憑性が地に墜ちた後も継続して出版されていました。

「渡嘉敷島」の赤松隊長は自決に失敗した島民を衛生兵に命じて救助していましたし、60年以上も軍命令を喧伝した牧師は、集団自決で生き残った後赤松隊長のもとに治療に通っていた事実を法廷で認めました。

座間味島の青年団長宮城初枝は自決のための弾薬付与を梅沢隊長から拒絶され、反対に自決してはならないと命令されたという真実を明らかにし、援護金取得のために虚偽の軍命令が捏造されたことを暴露していました。さらに座間味村の援護係宮村幸延は「集団自決は梅沢隊長の命令ではなく兵事主任で助役であった兄盛秀の命令で行われた」と明らかにしていたのです。これらの事実からして両島とも「隊長命令が無かった」ことは明らかです。

大阪地裁も高裁も「隊長命令が証明出来ない」、即ち隊長命令が無かつたことを認めながらとしながら、言論の自由や軍人で公務員であったこと、長い年月が経過したという理由で「間違った隊長命令の記述をしたとしてもやむを得ない、裁判所は許す」というのです。誠に心外な判決です。原告を敗訴させたのは、実は裁判官がノーベル賞作家や岩波書店を敗訴させるのにたじろいだからです。

裁判所も日本の過去や軍人の名誉回復を絶対認めないと戦後社会の枠組みを墨守し続けています。その結果、戦後レジームの一環に搆め取られ事実を明らかにするはずの裁判が政治裁判になり果てています。

しかし、戦後レジームの背後には、搆取と人種差別の枠組みを打ち壊す日本の存

在を世界支配の秩序を根底から覆す災厄として恐怖した欧米社会が日本の敗北を機に日本を封じ込めようとした思惑があります。日本を縛りつづけているこの枠組みの打破が必要です。しかるに歴史家も教育もマスコミも日本が動けなくするための縛を担っております。

百人斬り裁判と同じく、今回の裁判は日本軍人の名誉と日本の名誉回復のために闘った裁判でした。多くの人達から物心両面で多大な支援を頂きました。考え方を同じくする人が沢山いることを知り、大変勇気づけられ、日本の再生は可能であると革新しました。

日本は東日本震災の被害からの再生の真っ最中です。被害は深刻、苛烈なものですが、日本人の勇気と共に生きる精神で必ずや立ち上がりると信じています。犠牲者の皆様の冥福を祈るとともに被災地の一日も早い再生を切望します。

最後にこれまでの皆様からのご支援に心より感謝します。